6．たな卸資産の評価基準及び評価方法
⑴　医薬品及び診療材料
評価基準　低価法
評価方法　移動平均法
ただし、当面の間、評価方法は最終仕入原価法による。
⑵　貯蔵品
評価基準　低価法
評価方法　最終仕入原価法
7．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。
8．国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法
⑴　国等の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法
近隣の地代や賃借料を参考に計算している。
⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率
平成29年度３月末における10年国債（新発債）の利回りを参考に0.065％で計算している。
9．リース取引の会計処理
リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
10．消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式による。
（注記事項）
1．貸借対照表関係
⑴　引当外退職給付引当金の見積額　10,304,602千円
⑵　引当外賞与引当金の見積額　733,912千円
⑶　債務保証の総額　1,150,880千円
⑷　担保に供している資産
土地　3,022,457千円
建物　9,220,007千円
担保提供資産に対応する債務残高　10,669,687千円
⑸　利益剰余金のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するもの
①　国からの承継時において、附属病院の建物、構築物等の時価評価等により、借入金見合いの資産の額が、当該借入金に係る債務負担額を下回っていたこと等によるもの
附属病院に関する借入金の元金償還額の累計　8,359,505千円
当該借入金により取得した資産の減価償却費の累計　2,068,437千円
利益剰余金に与える影響額（差引き）　6,291,067千円
②　国立大学法人等が獲得した附属病院収益と診療機器等に係る減価償却費見合いの資産見返物品受贈額戻入が二重になっていることによるもの
法人移行時に国から承継した資産見返物品受贈額のうち、対応する資産の減価償却費が診療経費に分類されるものに関する資産見返物品受贈額戻入額の累計　756,694千円
③　国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる未収附属病院収入のうち、国からの出資でなく譲与としたことによるもの　405,727千円
④　国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる医療品及び診療材料について、国からの出資でなく譲与としたことによるもの　177,406千円
7,630,896千円
2．損益計算書関係
⑴　当期総利益のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するもの
①　国からの承継時において、附属病院の建物、構築物等の時価評価等により、借入金見合いの資産の額が、当該借入金に係る債務負担額を下回っていたこと等によるもの
附属病院に関する借入金の元金償還額　342,253千円
当該借入金により取得した資産の減価償却費　87,583千円
当期総利益に与える影響額（差引き）　254,669千円
②　国立大学法人等が獲得した附属病院収益と診療機器等に係る減価償却費見合いの資産見返物品受贈額戻入が二重になっていることによるもの
法人移行時に国から承継した資産見返物品受贈額のうち、対応する資産の減価償却費が診療経費に分類されるものに関する資産見返物品受贈額戻入額　258千円
254,927千円
3．キャッシュ・フロー計算書関係
⑴　資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳
現金及び預金勘定　3,007,604千円
定期預金　△801,000千円
資金期末残高　2,206,604千円
⑵　重要な非資金取引
①　現物寄附の受入による資産の取得
工具器具備品　55,636千円
図書　2,067千円
合計　57,703千円
②　ファイナンス・リースによる資産の取得
工具器具備品　277,344千円
4．国立大学法人等業務実施コスト計算書関係
機会費用の計上方法は重要な会計方針に記載している。
5．固定資産の減損
該当なし
6．重要な債務負担行為
該当なし
7．金融商品関係
⑴　金融商品の状況に関する事項
当法人は、資金運用については預金、国債、地方債及び政府保証債等に限定し、資金調達については大学改革支援・学位授与機構からの借入れに限定している。
資金運用にあたっては国立大学法人法第35条が準用する独立行政法人通則法第47条の規定に基づき、預金及び国債を保有している。また、寄附により株式を保有しているが、寄附目的が本学の業務を不当に拘束することはない。
未収附属病院収入は、債権管理細則に沿ってリスク管理を行っている。
大学改革支援・学位授与機構債務負担金及び長期借入金の使途は附属病院の整備資金であり、文部科学大臣の事前承認に基づいて借入れを実施している。